

○建設工事の施行関係決裁手続等の運用基準

平成3年7月30日

通達第2号

この基準は、請負による建設工事（小規模工事及び緊急工事を除く。以下同じ。）の施行決裁手続等において遵守すべき事項につき、特に入札等を執行する前の工事設計金額の取扱いに重点をおいて定めたものである。

工事設計金額は、入札予定価格と全く同一のものではない。しかし、その基礎となる近似の数値であり、事務事業の公正又は適正な執行を確保するため絶対漏洩してはならない重要な内部情報であるから、より限定的・局所的に取り扱うことが望ましい。そこで、この基準を定めることにより、当該決裁手続等において工事設計金額に関する情報を知る範囲が必要最小限となるような運用を図るものである。

建設工事の施行を主管する課（設計を主管する課を含む。以下「事業主管課」という。）及び関係各課の職員は、当該施行決裁手続及びその関連諸手続をとるに際しては、次に定める事項を遵守することはもちろん、定めのない事項についても、この趣旨に十分留意して運用されたい。

1 工事設計図書積算等確認決裁に関する事項

- (1) 工事施行に関する事案より前（できるだけ直前）に当該事案とは別に起案し、決裁を終了すること。
- (2) 起案用紙は、枚方市文書取扱規程（以下「文書規程」という。）様式第9号の回議書（以下「回議書」という。）に代えて、事業主管課で定例事案として別記様式に準じて定めたものを用いても差し支えないこと。
- (3) 決裁区分は、枚方市事務決裁規程（以下「決裁規程」という。）別表第1の3の(3)表（財務事項その他）第15項の規定によること。
- (4) 合議は、一切省略すること。
- (5) 回付方法は、持ち回りによること（文書規程第23条第1項ただし書）。

2 工事施行決裁に関する事項

- (1) 決裁区分は、決裁規程第7条第1項第27号又は別表第1の3の(2)表（財務事項支出管理）第1項第12号ロの規定によること。
- (2) 回議書には、必要に応じて、理由、経過その他参考事項を記載するものであるが、当該起案の記載事項に関しては、特に以下に掲げる事項を遵守すること。
ア 工事設計金額は、記載しないこと。

イ 節レベルでの執行前の予算残額を記載し、予算との関係を明らかにすること。

ウ 国又は府の補助金対象事業については、その旨を明記すること。

(3) 回議書に添付する関係資料は、甲号・乙号設計書、位置図、設計図面等必要な書類とするが、これらについても、工事設計金額及びその積算基礎となる金額の記載を省略したものを用いること。

(4) 決裁規程別表第3第22項〔注、現行は第23項〕に規定する関係部課との合議は、事前協議の充実を図ることなどにより、できる限り省略すること。

(5) 回付方法は、原則として持ち回りによること。

3 国又は府に対する補助金交付申請決裁に関する事項

(1) 決裁区分は、決裁規程別表第1の3の(3)表(財務事項その他)第14項の規定によること。

(2) 回議書に添付する関係資料は、交付申請手続の確認に必要な最小限のものとする
こと。

(3) 合議は、一切省略すること。

(4) 回付方法は、持ち回りによること。

4 その他の事項

契約締結が終了する前の工事設計図書の積算等確認決裁及び工事設計金額が記載されている図書については、施錠できる保管庫へ収納することを徹底し、錠の管理を含め、その取扱いの責任体制を明確にすること。

別記様式

第1葉 ー又は所長

部長	総担	課長	係長	設計	検算	校合

平成 年 月 日起案
平成 年 月 日決裁

設 計 書

1 工事名称						
2 施工場所						
3 工期(又は竣工期限等)				着工	平成	年 月 日
				竣工	平成	年 月 日
4 設計概要 (構造、延面積等)						

第2葉

工事予定価格積算内訳書

総合計	金	円
工事価格	金	円
消費税相当	金	円

名 称	内 容	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考